



# 改定介護保険法を斬る

## 「介護度改善」

### 「自立」を強制

今年五月、介護保険法などの改悪案が国会を通過しました。来年四月施行ですが、大改悪点のひとつが「介護度の改善」「介護サービスからの卒業」を自治体に競わせ、「改善」したところには交付金を支給するという内容です。いわば「飴と鞭」で介護切り捨て競争に駆り立てるといふことです。

これは利用者「自立」

を強制し、必要な介護サービスを奪い、怪我や病気のリスクを高め、生きる希望と意欲を削いでいく、家族や介護事業者も追い詰め、虐待を深刻化させていく、最悪の制度です。

## 全国モデルに

### 大東市がデビュー？

この路線の最先端をつ走り、国からも高い注目と評価を受けているのが大東市です。いずれこの紙面でも紹介したいと思いますが、究極の「自己責任」論の満展開。担当者

者は得意満面でこれを説

くのです。

黙っていたら、大阪府はこれを全市町村に、国は全国にこれを拡げていくでしょう。大変危険な動きです。何とか押し戻していく為に「介護・福祉総がかり行動」では今後、様々な運動に取組んでいきます。皆さまのご協力をお願いします。

## 自己負担三割を導入

大改悪点のもう一つがサービス利用に対する自己負担三割の導入です。

昨年八月に二割負担を導入したばかりで、実施

状況に対する調査も行わないまま、はや三割導入ときたわけです。来年八月実施。

今示されている三割負担の基準は年金収入など三四〇万円以上で、昨年二割負担となった利用者四五万人のうちの十二万人、全体の三割です。ちなみに従来どおりの一割負担は年金収入など二八〇万円未満です。

## 三割は金持ちだけか

正直に言って、「年金だけで三四〇万円以上あったらええやん」という気持ちを持つ人も多いかもしれませぬ。

しかしそこが落とし穴。

この基準は政令事項なので今後、政府が自由に引下げることが可能です。将来的には、ほとんどの利用者が三割という線まで年収基準が引下げられることは大いにあり得るのです。「三割負担」導入の意味はとても大きい。このまま黙っていたら、貧しい高齢者にもボディーブローのように効いてくるのです。

**三四〇万円は高額？**

さらに年金三四〇万円以上の人も決して楽ではありません。高いランクの介護保険料や後期高齢者医療保険料を年金から天引きされています。

今年の八月からは高齢者医療・介護の負担増が一挙に押し寄せてきます。七〇歳以上の医療費の自己負担月額上限が上がります。年収三七〇万円以上の場合、上限額が四万四四〇〇円から五万七六〇〇円になります。介護もサービスマテリアルの自己負担月額の上限が上がります。市町村民税を払っている単身者で年収三万三万円未満の場合、三万七二〇〇円から四万四四〇〇円になります。入所やショートステイを利用した場合、居住費・食費の負担も高く、入院時の食費負担、医療費の自己負担も増やす方向です。

介護を必要とする人の多くが医療にもかかっており、年金のみで暮らしている人は、収入は減る一方で増える見込みはありません。そこへ介護・医療が同時一体的に、保険料も自己負担も軒並みアップと襲いかかってくるのですから正に死活問題なのです。

つづく

年金収入など	介護サービス利用の自己負担割合
340万円以上	2割⇒3割(17万人)
	～来年8月から～
280万円以上	2割(45万人)

～皆さんの智と力をお貸しください～

**「介護問題電話よろず相談」** 開設します

主催：介護問題ホットライン実行委員会

(NPOみなと・安心できる介護を!懇談会 参加・賛同)

9月29日(金)～10月1日(日)(国際高齢者デイ)

11時～17時まで / ドーンセンター中会議室

★賛同・相談員ボランティア・実行委員会への参加など求めています★

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう!